

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1 介護予防及び介護予防ケアマネジメントを提供する事業所（高齢者あんしんセンター）の概要

事業所名	高齢者あんしんセンター 通町
所在地	高崎市通町143-2
事業者指定番号	1000200020
管理者名	五十嵐 美穂子
連絡先	電話： 027-322-2011 FAX： 027-322-8628
開設日時	月曜から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
担当地域	中央・南・城南 小学校区

【法人全体の概要】

はるな生活共同組合は約22,000人余りの組合員の出資をもとに運営をしています。高崎中央病院、通町診療所（高齢者あんしんセンター通町併設）、はるな生協歯科診療所、在宅福祉総合センターほほえみ、介護センターほほえみの杜、高齢者住宅虹の家、看護小規模多機能つむぎ7つの事業所が医療と介護のネットワークをつくり、組合員との協同で地域の保健予防活動医療、福祉活動を行い、安心して住み続けられる街づくりに取り組んでいます。

2 事業所（高齢者あんしんセンター通町）の職員体制等（西暦2021年4月1日現在）

職 種	人 員
管理者	1 名（常勤職員のうちから選任）
保健師その他これに準ずるもの	1 名以上（常勤 1 名、非常勤 名）
主任介護支援専門員等 その他これに準ずるもの	1 名以上（常勤 1 名、非常勤 名）

社会福祉士等 その他これに準ずるもの	1 名以上（常勤 1 名、非常勤 名）
介護支援専門員 その他これに準ずるもの	1名以上
事務職員	
認知症地域支援推進員	1 名（常勤職員のうちから選任）

3 事業の目的、提供方法及び内容

(1) 事業の目的

利用者に対し、要介護状態の予防と、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）を作成します。また、介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

(2) 事業の提供方法及び内容

- ① 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する相談を受ける場所は、利用者の居宅又は事業所の相談室、その他必要と認められる場所とします。
- ② 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- ③ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるようサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- ④ 利用者及びその家族との面談によりアセスメントを実施し、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定します。
- ⑤ アセスメント結果を踏まえ、サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間等を記載したケアプランを利用者等と調整し作成します。
ケアプランの内容、利用者負担等について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。また、ケアプランを利用者及びサービス事業者等に交付します。
- ⑥ 利用者は、ケアプランの作成にあたって、事業者に対して複数のサービス事業者等の紹介を求めることができます。
- ⑦ 利用者は、ケアプランの作成にあたって、事業者に対してサービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- ⑧ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十

分配慮し、利用者が医療サービス等の利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従い、ケアプランを作成し、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。

- ⑨ 事業者は、サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主治医若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。
- ⑩ 事業者は、ケアプランの作成後においても、利用者及びその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、ケアプランの実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じてケアプランの変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑪ 前項のケアプランの実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に 対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- ⑫ ケアプランに位置付けた期間のおおよそ中間にあたる月及び終了時に、当該ケアプランの目標の達成状況等について評価します。
- ⑬ 事業者は、障害福祉サービスを利用してきた者が介護予防サービス等を利用する場合には、特定相談支援事業者と密接に連携し、サービスが円滑に提供されるよう連絡調整等を行います。

4 利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担金はありません。

ただし、介護保険料の滞納等がある場合は、厚生労働大臣が定める介護報酬によるサービス利用料金をお支払いいただくことがあります

後日、市役所の窓口申請していただく払い戻しされる場合があります。

5 虐待への対応

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するために必要な措置を講じ、虐待又は虐待が疑われる事例を把握した場合には、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認するなどし、市に情報提供するとともに相互に連携し、適切な対応をとります。

6 サービスの中止（キャンセル）等

- (1) 利用者がこの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る訪問等のサービス提供を中止

する場合は、担当の事業所まで連絡先ご連絡ください。

- (2) ケアプランの変更、サービス事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等

を取り消す場合も、速やかにご連絡ください。

- (3) 利用者は、3日以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます（契約書第10条）。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等はありません。

7 入院時における医療機関との連携

利用者又はその家族は、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、事業者の担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝えください。

8 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

9 男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

10 感染症の予防及びまん延防止のための対応

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に取り組みます。

11 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定、必要な研修や訓練を実施しております。

12 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

高齢者あんしんセンター 相談・苦情等窓口	電話番号：027-322-2011 FAX 番号：027-322-8628 相談員（責任者）：五十嵐 美穂子
-------------------------	--

